

新旧対照表（固定プラン）

新	旧
<p>I 総 則</p> <p>第1条（適用）</p> <p>1 この電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下「本約款」といいます。）は、株式会社U-POWER（以下「当社」といいます。）が、<u>お客様の需要場所を供給区域とする</u>一般送配電事業者（以下「<u>当該一般送配電事業者</u>」）といっています。）が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し、電気を供給するときの標準的な電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>2 （略）</p> <p>第2条（約款の変更）</p> <p>当社は、<u>当該</u>一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が変更された場合、法令、条例、規則等が改廃された場合、経済情勢の変更が生じた場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、燃料費等が高騰した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合には、当社はあらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社所定のホームページへの掲載その他の当社が適切と判断した方法により周知します。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の条件は変更後の約款によります。</p> <p>II 電気需給契約</p> <p>第6条（電気需給契約の<u>申込み</u>および成立）</p>	<p>I 総 則</p> <p>第1条（適用）</p> <p>1 この電気需給約款（高圧・特別高圧）（以下「本約款」といいます。）は、株式会社U-POWER（以下「当社」といいます。）が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受けるお客様（以下「お客様」といいます。）に対し、電気を供給するときの標準的な電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>2 （略）</p> <p>第2条（約款の変更）</p> <p>当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）が変更された場合、法令、条例、規則等が改廃された場合、経済情勢の変更が生じた場合、消費税および地方消費税の税率が変更された場合、燃料費等が高騰した場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合には、当社はあらかじめ変更後の本約款の内容およびその効力発生時期を当社所定のホームページへの掲載その他の当社が適切と判断した方法により周知します。この周知が行われ、効力発生時期が到来した場合には、料金その他の条件は変更後の約款によります。</p> <p>II 電気需給契約</p> <p>第6条（電気需給契約の成立）</p>

1 (略)

2 お客様は、新たに電気需給契約を希望される場合には、あらかじめ本約款、託送約款等を遵守することを承諾のうえ、当社所定の申込書の提出その他の当社所定の方法によって申込みをするものとします。電気需給契約は、その申込みを当社が承諾したときをもって、成立するものとします。ただし、当社所定の方法による申込みに代えて、電気需給契約の内容を記載した書面を作成してそれぞれ署名もしくは記名押印をする場合またはその内容を記録した電磁的記録にそれぞれ電子署名を施す場合には、電気需給契約は、その書面または電磁的記録（以下、当社所定の申込書と併せて「契約書面」といいます。）に定める締結日に成立するものとします。

第7条（遵守事項）

お客様は、電気需給契約により当社からの電気の供給を受ける場合には、次の各号の定めを遵守するものとします。

(1) お客様が電気設備を当該一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続する場合には、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、当該一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守して、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

(2) 当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守し、当該一般送配電事業者からの給電指令に従うこと。

Ⅲ 契約電力および料金

第12条（契約電力）

契約電力は、次の各号によって定めるものとします。

1 (略)

2 お客様と当社との間の電気需給契約は、その内容を記載した書面にそれぞれ署名もしくは記名押印をしたとき、またはその内容を記録した電磁的記録にそれぞれ電子署名を施したときをもって、その書面または電磁的記録（以下「契約書面」といいます。）に定めた締結日に成立するものとします。

第7条（遵守事項）

お客様は、電気需給契約により当社からの電気の供給を受ける場合には、次の各号の定めを遵守するものとします。

(1) お客様が電気設備を一般送配電事業者の供給設備に電気的に接続する場合には、電気設備に関する技術基準、その他の法令等に従い、かつ、一般送配電事業者が定める系統連系技術要件を遵守して、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術的に適当と認められる方法によって連系すること。

(2) 一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項を遵守し、一般送配電事業者からの給電指令に従うこと。

Ⅲ 契約電力および料金

第12条（契約電力）

契約電力は、次の各号によって定めるものとします。

<p>(1) 契約電力が500キロワット未満の場合には、各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。<u>なお、以下、本号及び次号により契約電力を定めるお客様を「実量制のお客様」といいます。</u></p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力とします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客様と当社との協議によって定めた値とします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合とします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 契約電力が500キロワット以上の場合には、契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率</p>	<p>(1) 契約電力が500キロワット未満の場合には、各月の契約電力は、次の場合を除き、その1か月の最大需要電力と前11か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とします。</p> <p>① ～ ② (略)</p> <p>③ 契約受電設備を減少される場合等で、1年を通じての最大需要電力が減少することが明らかなきは、減少された日を含む1月の減少された日の前日までの期間の契約電力は、その期間の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうちいずれか大きい値とし、減少された日以降12月の期間の各月の契約電力（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の契約電力とします。）は、契約負荷設備および契約受電設備の内容、同一業種の負荷率等を基準として、お客様と当社との協議によって定めた値とします。ただし、減少された日以降12月の期間で、その1月の最大需要電力と減少された日から前月までの最大需要電力のうちいずれか大きい値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合（減少された日を含む1月の減少された日以降の期間については、その期間の最大需要電力の値がお客様と当社との協議によって定めた値を上回る場合とします。）は、契約電力は、その上回る最大需要電力の値とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 契約電力が500キロワット以上の場合には、契約電力は、使用する負荷設備および受電設備の内容、同一業種の負荷率</p>
--	---

<p>等を基準として、お客様と当社との協議によって定めるものとします。<u>なお、以下、本号により契約電力を定めるお客様を「協議契約のお客様」といいます。</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>第13条 (料 金)</p> <p>1 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 燃料費等調整費</p> <p>燃料費等調整費は、次の計算式により算定します。また計算式の各項の算定方法には、<u>別記3、別記4または別記5</u>に定める算定方法のいずれか契約書面に定めた算定方法を適用します。</p> <p>燃料費等調整費＝燃料費調整額＋離島ユニバーサルサービス調整額＋市場価格調整額</p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別記6に定めるとおりとします。</p> <p>2 (1) ① (略)</p> <p>② 予備線電力量料金</p> <p>契約書面に定める電力量料金単価および使用電力量に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の使用電力量とします。<u>なお、予備線電力量料金は本条第1項第2号に定める電力量料金と併せて算定することがあります。</u></p> <p>予備線電力量料金単価×使用電力量＝予備線電力量料金</p> <p>2 (2) ① (略)</p>	<p>等を基準として、お客様と当社との協議によって定めるものとします。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第13条 (料 金)</p> <p>1 (1)～(3) (略)</p> <p>(4) 燃料費等調整費</p> <p>燃料費等調整費は、次の計算式により算定します。また計算式の各項の算定方法には、<u>別記3に定める算定方法または別記4</u>に定める算定方法のいずれか契約書面に定めた算定方法を適用します。</p> <p>燃料費等調整費＝燃料費調整額＋離島ユニバーサルサービス調整額＋市場価格調整額</p> <p>(5) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、別記5に定めるとおりとします。</p> <p>2 (1) ① (略)</p> <p>② 予備線電力量料金</p> <p>契約書面に定める電力量料金単価および使用電力量に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の使用電力量とします。</p> <p>予備線電力量料金単価×使用電力量＝予備線電力量料金</p> <p>2 (2) ① (略)</p>
---	---

② 予備電源電力量料金

契約書面に定める電力量料金単価および使用電力量に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の使用電力量とします。なお、予備電源電力量料金は本条第1項第2号に定める

電力量料金と併せて算定することがあります。

予備電源電力量料金単価×使用電力量＝予備電源電力量料金

3（略）

(1) 自家発補給基本料金

① 自家発補給電力による電気の供給を受けた料金の算定期間では、使用月基本料金単価に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の基本料金とします。

使用月基本料金単価 × 自家発補給電力契約電力 × 力率割引または割増し＝自家発補給基本料金

② 自家発補給電力による電気の供給をまったく受けない料金の算定期間では、不使用月基本料金単価に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の基本料金とします。なお、不使用月基本料金単価は、使用月基本料金単価に10分の3を乗じて得た金額とします。

不使用月基本料金単価 × 自家発補給電力契約電力＝自家発補給基本料金

③ 契約電力はお客様と当社とで協議のうえ定めます。

② 予備電源電力量料金

契約書面に定める電力量料金単価および使用電力量に基づき、次の計算式により算定した金額を1か月の使用電力量とします。

予備電源電力量料金単価×使用電力量＝予備電源電力量料金

3（略）

(1) 自家発補給基本料金

① 自家発補給基本料金は、1月につき契約電力および基本料金率によって算定します。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき契約電力に、当社の定める自家発補給基本料金単価および自家発補給電力不使用率を乗じて得た額とします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合であって、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

② 契約電力はお客様と当社とで協議のうえ定めます。

④ 供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故その他やむをえない事由によりあらかじめ通知できない場合には、使用開始後すみやかに当社に通知するものとし、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出するものとします。

(2) 自家発補給電力量料金

① 自家発補給電力量料金は、本条第1項第2号に定める電力量料金単価に使用電力量を乗じて得た金額とします。また、自家発補給電力量料金は本条第1項第2号に定める電力量料金と併せて算定することがあります。

② A) (略)

B) 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合における、自家発補給電力を使用したときの自家発補給電力の最大需要電力は、次に該当するときを除き、原則として自家発補給料金による契約電力とみなします。

i. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を超えた場合には、当該一般送配電事業者または配電事業者が当社に通知した値をその1か月の最大需要電力とします。協議契約のお客様において、最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を超えた場合は、最大需要電力から、主契約電力と自家発補給契約電力の合計を差し引いた値について、主契約が契約電力を超過したとみなして第22条に定める契約超過金を申し受けま
す。

ii. は全て削除

③ 供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故その他やむをえない事由によりあらかじめ通知できない場合には、使用開始後すみやかに当社に通知するものとし、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出するものとします。

(2) 自家発補給電力量料金

① 自家発補給電力量料金は、契約書面に定めた自家発補給電力量料金単価に使用電力量を乗じて得た金額とします。

② A) (略)

B) 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合における、自家発補給電力を使用したときの自家発補給電力の最大需要電力は、次に該当するときを除き、原則として自家発補給料金による契約電力とみなします。

i. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかな場合には、自家発補給電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなしま
す。

ii. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかでない場合には、

<p>C) <u>i. ~iii. は全て削除</u></p> <p>D) ~E) <u>は全て削除</u></p> <p>IV 料金の算定および支払い</p> <p>第14条 (検 針 日)</p> <p>1 電気の検針は、受電地点または供給地点ごとに、当該一般</p>	<p>主契約電力と自家発補給契約電力との比であん分して得た値をその 1 か月の最大需要電力とみなします。</p> <p>C) <u>主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いたものとします。なお、基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものとします。この場合には、いずれを基準とするかは、あらかじめ負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって定めるものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできないものとします。</u></p> <p>i. <u>自家発補給電力の使用の前月または前年同月における主契約電力の各時間帯別の平均電力</u></p> <p>ii. <u>自家発補給電力の使用の前 3 か月間における主契約電力の各時間帯別の平均電力</u></p> <p>iii. <u>自家発補給電力の使用の前 3 日間ににおける主契約電力の各時間帯別の平均電力</u></p> <p>D) <u>自家発補給電力の継続した使用時間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不適當と認められる場合には、自家発補給電力の供給時間中の時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を使用電力量とします。</u></p> <p>E) <u>自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものとします。</u></p> <p>IV 料金の算定および支払い</p> <p>第14条 (検 針 日)</p> <p>1 電気の検針は、受電地点または供給地点ごとに、一般送配</p>
--	---

<p>送配電事業者が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針日」といいます。）に行なうものとします。ただし、高圧で供給する場合であつて、かつ本約款第12条第1項第3号によって契約電力を定める場合、または、特別高圧で供給する場合は、当該一般送配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず毎月1日を検針日とします。</p> <p>2 （略）</p> <p>第16条（使用電力量等の計量）</p> <p>使用電力量および最大需要電力は、当該一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により、供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとします。ただし、故障その他の事由により記録型計量器により計量できない場合には、当社は、当該一般送配電事業者と協議をして使用電力量および最大需要電力を決定することができるものとします。</p> <p>V 使用および供給</p> <p>第22条（契約超過金等）</p> <p>1 当社は、協議契約のお客様が契約電力を超えて電気を使用した場合または実量制のお客様の最大需要電力が500キロワット以上になった場合、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1か月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。</p> <p>2 契約超過金は、原則として契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までに支払うものとします。</p>	<p>電事業者が受電地点または供給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針日」といいます。）に行なうものとします。ただし、高圧で供給する場合であつて、かつ本約款第12条第1項第3号によって契約電力を定める場合、または、特別高圧で供給する場合は、一般送配電事業者が検針日を定める場合を除き、実際に検針を行なった日にかかわらず毎月1日を検針日とします。</p> <p>2 （略）</p> <p>第16条（使用電力量等の計量）</p> <p>使用電力量および最大需要電力は、一般送配電事業者が供給地点ごとに取り付けた記録型計量器により、供給電圧と同位の電圧で、30分単位で計量するものとします。ただし、故障その他の事由により記録型計量器により計量できない場合には、当社は、一般送配電事業者と協議をして使用電力量および最大需要電力を決定することができるものとします。</p> <p>V 使用および供給</p> <p>第22条（契約超過金等）</p> <p>1 当社は、契約電力が500キロワット以上のお客様が契約電力を超えて電気を使用した場合には、当社の責めに帰すべき事由による場合を除き、契約超過電力に基本料金率を乗じて得た金額をその1か月の力率により割引または割増ししたものの1.5倍に相当する金額を、契約超過金として申し受けます。なお、契約超過電力とは、その1か月の最大需要電力から契約電力を差し引いた値とします。</p> <p>2 契約超過金は、契約電力を超えて電気を使用した月の料金の支払期日までに支払うものとします。</p>
---	--

第24条（託送供給に関する事項）

当社は、電気を供給するにあたっては、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、当該一般送配電事業者が維持、運用する供給設備を介して電気を供給するものとし、お客様は、託送供給等約款に定める以下の各号に定める事項について同意するものとします。

(1) 当該一般送配電事業者による需要場所への立入りによる業務の実施

次に定める業務を実施するため、お客様の承諾を得て当該一般送配電事業者がお客様の土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、お客様は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

① 需給地点に至るまでの当該一般送配電事業者の供給設備または記録型計量器等需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査

②～⑤（略）

⑥ 託送供給等約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または当該一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(2) 保安等に対するお客様の協力

① お客様は、次の場合には、すみやかにその旨を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとします。

- a) お客様が、引込線、記録型計量器等その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- b) お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があ

第24条（託送供給に関する事項）

当社は、電気を供給するにあたっては、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者が維持、運用する供給設備を介して電気を供給するものとし、お客様は、託送供給等約款に定める以下の各号に定める事項について同意するものとします。

(1) 一般送配電事業者による需要場所への立入りによる業務の実施

次に定める業務を実施するため、お客様の承諾を得て一般送配電事業者がお客様の土地または建物に立ち入ることがあります。この場合には、お客様は、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾するものとします。

① 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または記録型計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工、改修または検査

②～⑤（略）

⑥ 託送供給等約款によって、電気需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

(2) 保安等に対するお客様の協力

① お客様は、次の場合には、すみやかにその旨を一般送配電事業者および当社に通知するものとします。

- a) お客様が、引込線、記録型計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
- b) お客様が、お客様の電気工作物に異状もしくは故障があ

り、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが
当該一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

② お客様が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合には、あらかじめその内容を当該一般送配電事業者と当社に通知するものとします。なお、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、当該物件が当該一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当該一般送配電事業者および当社に通知するものとし、これらの場合において、保安上とくに必要があると当社が判断した場合には、お客様は、その内容を変更するものとします。

第25条（供給の停止）

お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該一般送配電事業者は、当該託送供給を停止することがあります。

(1) (略)

(2) 需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失し、当該一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(3) その他、当該一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項をお客様が遵守しない場合

第26条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様の電気の使用を制限し、もしくは中止を求める場合があります。

(1) 当該一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に

り、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが
一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

② お客様が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合には、あらかじめその内容を一般送配電事業者と当社に通知するものとします。なお、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、当該物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者および当社に通知するものとし、これらの場合において、保安上とくに必要があると当社が判断した場合には、お客様は、その内容を変更するものとします。

第25条（供給の停止）

お客様が、次の各号のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者は、当該託送供給を停止することがあります。

(1) (略)

(2) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失し、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合

(3) その他、一般送配電事業者が定める託送供給等約款における需要者に関する事項をお客様が遵守しない場合

第26条（供給の中止または使用の制限もしくは中止）

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客様の電気の使用を制限し、もしくは中止を求める場合があります。

(1) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備に故障

<p>故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) <u>当該</u>一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 系統全体の需要が大きく低下し、<u>当該</u>一般送配電事業者の調整電源による対策の実施にもかかわらず、<u>当該</u>一般送配電事業者の原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合</p> <p>(4)～(5) (略)</p>	<p>が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合</p> <p>(2) 一般送配電事業者が維持および運用する供給設備の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合</p> <p>(3) 系統全体の需要が大きく低下し、一般送配電事業者の調整電源による対策の実施にもかかわらず、一般送配電事業者の原子力発電または水力発電を抑制する必要性が生じた場合</p> <p>(4)～(5) (略)</p>
<p>第28条 (設備の賠償)</p> <p>お客様が故意または過失によって、需要場所内の<u>当該</u>一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合には、お客様はその設備について次の金額を賠償するものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>	<p>第28条 (設備の賠償)</p> <p>お客様が故意または過失によって、需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合には、お客様はその設備について次の金額を賠償するものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p>
<p>VI 契約の変更および終了</p> <p>第29条 (電気需給契約等の変更等)</p> <p>1 (1)～(3) (略)</p> <p>2 お客様は、<u>あらかじめ当社から承諾を得ることなく、当社と締結した電気需給契約の契約上の地位を第三者に譲渡 (合併その他の一般承継の場合を含みます。以下本項において同じとします。)</u> できないものとします。<u>電気需給契約の契約上の地位の譲渡を希望するお客様は、原則として譲渡希望日の3か月前までに当社所定の情報を記載した書面を当社に提出して承諾を求めるものとします。当社が当該譲渡を承諾しない場合には、その旨の通知をお客様に発した日から3か月を</u></p>	<p>VI 契約の変更および終了</p> <p>第29条 (電気需給契約等の変更)</p> <p>1 (1)～(3) (略)</p> <p>2 お客様は、<u>合併その他の原因によってお客様の当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を第三者に承継し、かつその第三者が引き続き電気の使用を希望される場合には、当社所定の方法により、当社と協議をして決定した日を承継日として、名義変更を当社に申請することができるものとします。ただし、その第三者に電気需給契約を締結しがたい事由がある場合には、当社は、その第三者への承継を承諾しないことができます。</u></p>

<p>経過する日をもって、当該譲渡の対象の電気需給契約は消滅するものとします。</p> <p>3 当社は、みなし小売電気事業者のうち、お客様様の需要場所を供給区域としていた小売電気事業者（以下「当該みなし小売電気事業者」といいます。）が公表する電気の供給に係る約款等の改定により当該みなし小売電気事業者の料金が改定された場合には、契約期間にかかわらず、次の手順により電気需給契約における料金率を変更することができるものとします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <p>第30条（電気需給契約の消滅）</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 電気需給契約は、本約款第32条および次の各号に定める場合を除き、お客様が当社に通知した廃止期日に消滅します。</p> <p>(1) 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合には、当社にて当該一般送配電事業者へ確認のうえ、電気需給契約の消滅日を決定し、当社よりお客様に通知するものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第31条（供給開始後の電気需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）</p> <p>当社は、お客様が、契約電力を新たに設定、または増加した後、1年に満たないでこれを消滅または減少させる場合であつ</p>	<p>3 当社は、みなし小売電気事業者のうち、お客様さまの需要場所を供給区域としていた小売電気事業者（以下「当該みなし小売電気事業者」といいます。）が公表する電気の供給に係る約款等の改定により当該みなし小売電気事業者の料金が改定された場合には、契約期間にかかわらず、次の手順により電気需給契約における料金率を変更することができるものとします。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>4 ～ 5 (略)</p> <p>第30条（電気需給契約の消滅）</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 電気需給契約は、本約款第32条および次の各号に定める場合を除き、お客様が当社に通知した廃止期日に消滅します。</p> <p>(1) 当社がお客様の廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合には、当社にて一般送配電事業者へ確認の上、電気需給契約の消滅日を決定し、当社よりお客様に通知するものとします。</p> <p>(2) (略)</p> <p>第31条（供給開始後の電気需給契約の消滅または変更にともなう料金および工事費の精算）</p> <p>当社は、お客様が、契約電力を新たに設定、または増加した後、1年に満たないでこれを消滅または減少させる場合であつ</p>
---	---

<p>て、当社が当該一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく請求を受けたときは、電気需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費の精算にかかる額を、お客様から申し受けます。</p> <p>第32条（解約等）</p> <p>1 (1)～(3)（略）</p> <p>(4) 本約款第25条によって電気の供給を停止されたお客様が、当該一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合</p> <p>2 (1)～(4)（略）</p> <p>第33条（電気需給契約消滅後の債権債務関係）</p> <p>電気需給契約の契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅しない<u>ものとします。</u></p> <p>第34条（解約違約金）</p> <p>1 ～ 3（略）</p> <p>4 本条による解約違約金の支払いは、当社の指定する期日までに、当社が指定した方法により支払うものとします。</p> <p>Ⅶ 工事費の負担</p> <p>第35条（記録型計量器等の取付け）</p> <p>1 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するた</p>	<p>て、当社が一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく請求を受けたときは、電気需給契約の消滅または変更の日に料金および工事費の精算にかかる額を、お客様から申し受けま</p> <p>す。</p> <p>第32条（解約等）</p> <p>1 (1)～(3)（略）</p> <p>(4) 本約款第25条によって電気の供給を停止されたお客様が、一般送配電事業者が定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合</p> <p>2 (1)～(4)（略）</p> <p>第33条（電気需給契約消滅後の債権債務関係）</p> <p>電気需給契約の契約期間中に生じた料金その他の債権債務は、電気需給契約の消滅によっては消滅しない<u>ものとする。</u></p> <p>第34条（解約違約金）</p> <p>1 ～ 3（略）</p> <p>4 本条による解約違約金の支払いは、当社の指定する期日までに、当社が指定した金融機関に振り込むことにより支払うものとします。</p> <p>Ⅶ 工事費の負担</p> <p>第35条（記録型計量器等の取付け）</p> <p>1 料金の算定上必要な記録型計量器、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器の2次配線および計量情報等を伝送するた</p>
---	---

めの通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については、**当該**一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、原則として、**当該**一般送配電事業者が選定、所有し、**当該**一般送配電事業者の負担で取り付けるものとします。ただし、お客様の希望によって記録型計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客様の負担により、お客様で取り付けていただく場合があるものとします。

2 (略)

第36条 (供給設備の工事費負担金)

お客様が契約電力を増加される場合であって、かつこれとともない新たに供給設備の工事が必要となる場合、または、契約電力等の増加にともなわず、お客様の希望によって供給地点への**当該**一般送配電事業者の供給設備を変更する場合において、**当該**一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事費の負担を求められたときは、お客様はその負担金を支払うものとします。

VIII その他

第39条 (本約款の実施日)

本約款は 2025年4月1日より施行するものとします。

附則

第1条 (削除)

めの通信装置等をいいます。)および区分装置(力率測定時間を区分する装置等をいいます。)については、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、原則として、一般送配電事業者が選定、所有し、一般送配電事業者の負担で取り付けるものとします。ただし、お客様の希望によって記録型計量器の付属装置を施設する場合または変成器の2次配線等でとくに多額の費用を要する場合については、お客様の負担により、お客様で取り付けていただく場合があるものとします。

2 (略)

第36条 (供給設備の工事費負担金)

お客様が契約電力を増加される場合であって、かつこれとともない新たに供給設備の工事が必要となる場合、または、契約電力等の増加にともなわず、お客様の希望によって供給地点への一般送配電事業者の供給設備を変更する場合において、一般送配電事業者から託送供給等約款に基づく工事費の負担を求められたときは、お客様はその負担金を支払うものとします。

VIII その他

第39条 (本約款の実施日)

本約款は 2024年4月1日より施行するものとします。

附則

第1条 (制限または中止の料金割引)

1 当社は、第26条によって、電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合には、次の割引を行ない、料金を算定します。ただし、その原因がお客様の責

めに帰すべき事由による場合は、割引は行わないものとします。

(1) 高压で電気の供給を受け契約電力が 500 キロワット未満の場合

① 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金とします。

② 割引率

1か月中の制限または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントとします。

③ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限しまたは中止した日を 1 日として計算します。

(2) 高压で電気の供給を受け契約電力が500キロワット以上の場合または特別高压で電気の供給を受ける場合

① 割引の対象

力率割引または割増し後の基本料金とします。

② 割引率

1か月中の制限または中止した延べ時間数1時間ごとに 0.2 パーセントとします。

③ 制限または中止延べ時間数の計算

延べ時間数は、1回10分以上の制限または中止の延べ時間とし、1時間未満の端数を生じた場合には、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てとします。

2 前項による制限時間は、次の各号に定める計算式により算出した修正時間に基づき修正したうえで合計するものとします。

(1) 需要電力を制限した場合： $H' = H \times D - d/D$

H' =修正時間

H =制限時間

D =契約電力

d =制限時間中の需要電力の最大値

(2) 使用電力量を制限した場合： $H' = H \times A - B/A$

H' =修正時間

H =制限時間

A =制限指定時間中の基準となる電力量（お客様の平常操業時の使用電力量の実績等にもとづき算定される推定使用電力量とします。）

B =制限時間中の使用電力量

(3) 需要電力および使用電力量を同時に制限した時間については、第 1 号による修正時間または第 2 号による修正時間のいずれか大きいものによるものとします。

3 第1項および前項により延べ日数または延べ時間数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社または一般送配電事業者がお客様に3日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1か月につき1日を限って計算に入れないものとします。この場合の1か月につき1日は、1暦月の1暦日における1回の工事による制限または中止の時間とします。

第2条（削除）

第1条（自家発補給電力にかかる特別措置）

この電気需給約款実施の際現に変更前の電気需給約款（高圧・特別高圧）【高圧固定プラン】の第13条（料金）第3項に定める自家発補給料金の適用を受けているお客様の自家発補給料金は次の通りとします。

(1) 自家発補給基本料金

第2条（附則の削除）

本附則第 1 条および本条の規定は、2025 年 3 月末日をもって削除します。

①自家発補給基本料金は、1月につき契約電力および基本料金率によって算定します。ただし、まったく電気の供給を受けない場合の基本料金は、1月につき契約電力に、当社の定める自家発補給基本料金単価および自家発補給電力不使用率を乗じて得た額とします。また、その1月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合であって、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月におけるものとみなします。

② 契約電力はお客様と当社とで協議のうえ定めます。

③ 供給開始の時刻と終了の時刻とをあらかじめ当社に通知するものとします。ただし、事故その他やむをえない事由によりあらかじめ通知できない場合には、使用開始後すみやかに当社に通知するものとし、必要に応じて、発電設備の運転に関する記録等の資料を当社に提出するものとします。

(2) 自家発補給電力量料金

① 自家発補給電力量料金は、契約書面に定めた自家発補給電力量料金単価に使用電力量を乗じて得た金額とします。

② お客様が別途当社と協議をして当社と自家発補給契約を締結し、かつ、契約書面で定める契約電力（以下「主契約電力」といいます。）と自家発補給電力を同一計量する場合には、次のとおりとします。

A) 主契約電力と自家発補給電力を同一計量する場合であつて、その1か月の最大需要電力が主契約電力をこえないときは、自家発補給電力を使用されなかったものとみなします。

B) 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合における、自家発補給電力を使用したときの自家発補給電力の最大需要電力は、次に該当するときを除き、原則として自家発補給料金による契約電力とみなします。

i. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかの場合には、自家発補給電力の最大値をその1か月の最大需要電力とみなします。

ii. 自家発補給電力を使用した際の最大需要電力が主契約電力と自家発補給契約電力の合計を超え、かつ、超過の原因が自家発補給電力の超過であることが明らかでない場合には、主契約電力と自家発補給契約電力との比であん分して得た値をその1か月の最大需要電力とみなします。

C) 主契約電力と自家発補給電力が同一計量される場合の使用電力量は、自家発補給電力の供給時間中に計量された使用電力量から、次により決定する基準の電力に自家発補給電力の供給時間を乗じて得た値を差し引いたものとします。なお、基準の電力は、原則として次のいずれかを基準として各時間帯別に決定するものとします。この場合には、いずれを基準とするかは、あらかじめ負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって定めるものとし、自家発補給電力の使用のつど選択することはできないものとします。

i. 自家発補給電力の使用の前月または前年同月における主契約電力の各時間帯別の平均電力

ii. 自家発補給電力の使用の前3か月間における主契約電力の各時間帯別の平均電力

iii. 自家発補給電力の使用の前3日間における主契約電力の各時間帯別の平均電力

D) 自家発補給電力の継続した使用時間を通算して自家発補給電力の使用電力量を算定することが不相当と認められる場合には、自家発補給電力の供給時間中の時間ごとに使用電力量から基準の電力にその時間を乗じて得た値を差し引いた値の合計を使用電力量とします。

E) 自家発補給電力の使用電力量は、原則として自家発補給電

力の最大需要電力に自家発補給電力の使用時間を乗じて得た値を超えないものとします。

別記1（契約種別および小売供給の特性）

1 契約種別および小売供給の特性

契約種別および小売供給の特性は、次表に定めるとおりとします。

契約種別 ^①	小売供給の特性 ^②
GREEN100 ^③	非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。なお、使用する非化石証書の種類および供給する電気の電源構成は、当社ウェブサイト (https://u-power.jp/power-supply/) にて公表しています。
GREEN40 ^④	非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気40%の調達を実現しています。なお、使用する非化石証書の種類および供給する電気の電源構成は、当社ウェブサイト (https://u-power.jp/power-supply/) にて公表しています。
GREEN10 ^⑤	非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気10%の調達を実現しています。なお、使用する非化石証書の種類および供給する電気の電源構成は、当社ウェブサイト (https://u-power.jp/power-supply/) にて公表しています。

※GREEN40は特定の条件を満たしたお客様のみご提供しております。

別記2（略）

別記3（2023年度燃料費等調整費の各項の算定方法）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

別記1（契約種別および小売供給の特性）

1 契約種別および小売供給の特性

契約種別および小売供給の特性は、次表に定めるとおりとします。

契約種別	小売供給の特性
GREEN100	非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達を実現しています。なお、使用する非化石証書の種類および供給する電気の電源構成は、当社ウェブサイト (https://u-power.jp/power-supply/) にて公表しています。
GREEN10	非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気10%の調達を実現しています。なお、使用する非化石証書の種類および供給する電気の電源構成は、当社ウェブサイト (https://u-power.jp/power-supply/) にて公表しています。

別記2（略）

別記3（2023年度燃料費等調整費の各項の算定方法）

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり
の平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および
1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、
小数点以下第1位で四捨五入します。

また、 α 、 β および γ の値については、当該一般送配電事業
者ごとに次のとおりとします。

表(略)

1(2)～(5) (略)

2(1)～(5)、3(1)～(7) (略)

別記4 (2024年度燃料費等調整費の各項の算定方法)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計
の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によっ
て算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、
10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり
の平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液
化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石
炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり
の平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および
1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、
小数点以下第1位で四捨五入します。

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり
の平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および
1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、
小数点以下第1位で四捨五入します。

また、 α 、 β および γ の値については、お客様の需要場所を
供給区域とする一般送配電事業者の（以下「当該一般送配電
事業者」といいます。）ごとに次のとおりとします。

表(略)

1(2)～(5) (略)

2(1)～(5)、3(1)～(7) (略)

別記4 (2024年度燃料費等調整費の各項の算定方法)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計
の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によっ
て算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、
10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり
の平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液
化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石
炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たり
の平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および
1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、
小数点以下第1位で四捨五入します。

また、 α 、 β および γ の値については、当該一般送配電事業者ごとに次のとおりとします。

表(略)

1(2)～(5)、2(1)～(5)、3(1)～(7) (略)

別記5 (2025年度燃料費等調整費の各項の算定方法)

1 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

また、 α 、 β および γ の値については、当該一般送配電事業者の（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）ごとに次のとおりとします。

また、 α 、 β および γ の値については、お客様の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者の（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）ごとに次のとおりとします。

表(略)

1(2)～(5)、2(1)～(5)、3(1)～(7) (略)

当該一般送配電事業者 ^①	α ^②	β ^③	γ ^④
北海道電力ネットワーク株式会社 ^⑤	0.1846 ^⑥	0.0827 ^⑦	1.0081 ^⑧
東北電力ネットワーク株式会社 ^⑤	0.0259 ^⑥	0.2563 ^⑦	0.8915 ^⑧
東京電力パワーグリッド株式会社 ^⑤	0.0030 ^⑥	0.3489 ^⑦	0.7318 ^⑧
中部電力パワーグリッド株式会社 ^⑤	0 ^⑥	0.4381 ^⑦	0.5545 ^⑧
北陸電力送配電株式会社 ^⑤	0.0415 ^⑥	0.0745 ^⑦	1.2499 ^⑧
関西電力送配電株式会社 ^⑤	0.0045 ^⑥	0.1874 ^⑦	1.0532 ^⑧
中国電力ネットワーク株式会社 ^⑤	0.0406 ^⑥	0.0882 ^⑦	1.2015 ^⑧
四国電力送配電株式会社 ^⑤	0.0845 ^⑥	0.0699 ^⑦	1.1862 ^⑧
九州電力送配電株式会社 ^⑤	0.0028 ^⑥	0.1819 ^⑦	1.0863 ^⑧

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

燃料費調整単価 = (平均燃料価格 - 基準燃料価格) × (5) の基準単価 / 1,000

なお、基準燃料価格については、当該一般送配電事業者ごとに次のとおりとします。

当該一般送配電事業者 ^①	基準燃料価格 ^②
北海道電力ネットワーク株式会社 ^⑤	51,400 円 ^③
東北電力ネットワーク株式会社 ^⑤	83,500 円 ^③
東京電力パワーグリッド株式会社 ^⑤	49,800 円 ^③
中部電力パワーグリッド株式会社 ^⑤	42,000 円 ^③
北陸電力送配電株式会社 ^⑤	79,800 円 ^③
関西電力送配電株式会社 ^⑤	47,000 円 ^③
中国電力ネットワーク株式会社 ^⑤	41,900 円 ^③
四国電力送配電株式会社 ^⑤	80,300 円 ^③
九州電力送配電株式会社 ^⑤	48,100 円 ^③

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

なお、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

平均燃料価格算定期間 ^㉔	燃料費調整単価適用期間 ^㉔
毎年1月1日から3月31日までの期間 ^㉔	その年の6月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年2月1日から4月30日までの期間 ^㉔	その年の7月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年3月1日から5月31日までの期間 ^㉔	その年の8月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年4月1日から6月30日までの期間 ^㉔	その年の9月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年5月1日から7月31日までの期間 ^㉔	その年の10月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年6月1日から8月31日までの期間 ^㉔	その年の11月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年7月1日から9月30日までの期間 ^㉔	その年の12月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年8月1日から10月31日までの期間 ^㉔	翌年の1月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年9月1日から11月30日までの期間 ^㉔	翌年の2月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年10月1日から12月31日までの期間 ^㉔	翌年の3月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 ^㉔	翌年の4月の料金に係る計量期間等 ^㉔
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間) ^㉔	翌年の5月の料金に係る計量期間等 ^㉔

(4) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量に(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して算定します。

(5) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、当該一般送配電事業者ごとおよび供給電圧ごとに次のとおりとします。

当該一般送配電事業者 ^㉔	基準単価 ^㉔	
	高圧 ^㉔	特別高圧 ^㉔
北海道電力ネットワーク株式会社 ^㉔	18銭8厘 ^㉔	18銭3厘 ^㉔
東北電力ネットワーク株式会社 ^㉔	19銭0厘 ^㉔	18銭4厘 ^㉔
東京電力パワーグリッド株式会社 ^㉔	19銭0厘 ^㉔	18銭5厘 ^㉔
中部電力パワーグリッド株式会社 ^㉔	19銭6厘 ^㉔	19銭3厘 ^㉔
北陸電力送配電株式会社 ^㉔	15銭7厘 ^㉔	15銭4厘 ^㉔
関西電力送配電株式会社 ^㉔	10銭8厘 ^㉔	10銭5厘 ^㉔
中国電力ネットワーク株式会社 ^㉔	17銭7厘 ^㉔	17銭4厘 ^㉔
四国電力送配電株式会社 ^㉔	15銭4厘 ^㉔	15銭0厘 ^㉔
九州電力送配電株式会社 ^㉔	9銭8厘 ^㉔	9銭6厘 ^㉔

2 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 当該一般送配電事業者ごとに次のとおりとします。

当該一般送配電事業者 ^①	α ^②	β ^③	γ ^④
北海道電力ネットワーク株式会社 ^⑤	1.0000 ^⑥	0 ^⑦	0 ^⑧
東北電力ネットワーク株式会社 ^⑤	1.0000 ^⑥	0 ^⑦	0 ^⑧
東京電力パワーグリッド株式会社 ^⑤	- ^⑥	- ^⑦	- ^⑧
中部電力パワーグリッド株式会社 ^⑤	- ^⑥	- ^⑦	- ^⑧
北陸電力送配電株式会社 ^⑤	1.0000 ^⑥	0 ^⑦	0 ^⑧
関西電力送配電株式会社 ^⑤	- ^⑥	- ^⑦	- ^⑧
中国電力ネットワーク株式会社 ^⑤	1.0000 ^⑥	0 ^⑦	0 ^⑧
四国電力送配電株式会社 ^⑤	- ^⑥	- ^⑦	- ^⑧
九州電力送配電株式会社 ^⑤	1.0000 ^⑥	0 ^⑦	0 ^⑧

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。なお、原油換算値1キロリットル当たりの離島基準燃料価格および離島調整上限燃料価格は、当該一般送配電事業者ごとに次のとおりとします。

①原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を下回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島基準燃料価格 - 離島平均燃料価格) × (5)の離島基準単価 / 1,000

②原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島基準燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島平均燃料価格 - 離島基準燃料価格) × (5)の離島基準単価 / 1,000

③原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が離島調整上限燃料価格を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 = (離島調整上限燃料価格 - 離島基準燃料価格) × (5)の離島基準単価 / 1,000

当該一般送配電事業者 ^①	離島基準燃料価格 ^②	離島調整上限燃料価格 ^③
北海道電力ネットワーク株式会社 ^④	79,300円 ^⑤	119,000円 ^⑥
東北電力ネットワーク株式会社 ^④	79,300円 ^⑤	119,000円 ^⑥
東京電力パワーグリッド株式会社 ^④	- ^⑤	- ^⑥
中部電力パワーグリッド株式会社 ^④	- ^⑤	- ^⑥
北陸電力送配電株式会社 ^④	79,300円 ^⑤	119,000円 ^⑥
関西電力送配電株式会社 ^④	- ^⑤	- ^⑥
中国電力ネットワーク株式会社 ^④	79,300円 ^⑤	119,000円 ^⑥
四国電力送配電株式会社 ^④	- ^⑤	- ^⑥
九州電力送配電株式会社 ^④	79,300円 ^⑤	119,000円 ^⑥

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、当該一般送配電事業者が北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、中国電力ネットワーク株式会社および九州電力送配電株式会社の場合に適用とし、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間に使用される電気に対し次のとおり適用します。

なお、計量日が毎月初日のお客様については、各離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

離島平均燃料価格算定期間 ^①	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間 ^②
毎年1月1日から3月31日までの期間 ^③	その年の6月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年2月1日から4月30日までの期間 ^③	その年の7月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年3月1日から5月31日までの期間 ^③	その年の8月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年4月1日から6月30日までの期間 ^③	その年の9月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年5月1日から7月31日までの期間 ^③	その年の10月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年6月1日から8月31日までの期間 ^③	その年の11月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年7月1日から9月30日までの期間 ^③	その年の12月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年8月1日から10月31日までの期間 ^③	翌年の1月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年9月1日から11月30日までの期間 ^③	翌年の2月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年10月1日から12月31日までの期間 ^③	翌年の3月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間 ^③	翌年の4月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日ま での期間) ^③	翌年の5月の料金に係る計量期間等 ^④

(4) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の使用電力量に

(2)ロによって算定された離島ユニバーサルサービス調整単

価を適用して算定します。

なお、燃料費等調整額は、離島ユニバーサルサービス調整単

価が(2)①により算定される場合には離島ユニバーサルサー

ビス調整額を差し引くものとし、離島ユニバーサルサービス

調整単価が(2)②または③により算定される場合には、離島ユ

ニバーサルサービス調整額を加えるものとします。

(5) 離島基準単価

離島基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の

値とし、1キロワット時につき、当該一般送配電事業者ごとに

次のとおりとします。

当該一般送配電事業者 ^①	離島基準単価 ^②
北海道電力ネットワーク株式会社 ^③	1 厘 ^④
東北電力ネットワーク株式会社 ^③	1 厘 ^④
東京電力パワーグリッド株式会社 ^③	- ^④
中部電力パワーグリッド株式会社 ^③	- ^④
北陸電力送配電株式会社 ^③	0 厘 ^④
関西電力送配電株式会社 ^③	- ^④
中国電力ネットワーク株式会社 ^③	1 厘 ^④
四国電力送配電株式会社 ^③	- ^④
九州電力送配電株式会社 ^③	3 厘 ^④

3 市場価格調整額の算定

(1) 電力市場価格

一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」とい

います。)が公表する価格をいい、翌日取引を行なうための
卸電力取引市場における商品(卸電力取引所の取引規程に定
める商品をいいます。)の売買取引における価格のうち、供
給区域に適用されるものをいいます。

(2) 平均市場価格算定期間

電力市場価格にもとづき平均市場価格を算定する場合の期間
とし、対象の期間は(6)市場価格調整単価の適用に定めるもの
とします。

(3) 平均市場価格

①当該一般送配電事業者が東京電力パワーグリッド株式会社
の場合には、平均市場価格は、各平均市場価格算定期間にお
いて次の(a)時間帯区分に定める時間帯別に算定した1キロ
ワット時あたりの単純平均スポット市場価格とします。

(a) 時間帯区分

i 朝時間

毎日午前8時から午後1時までの時間とします。ただし、(b)
休日等に定める日の該当する時間を除くものとします。

ii 昼時間

毎日午後1時から午後4時までの時間とします。ただし、(b)
休日等に定める日の該当する時間を除くものとします。

iii 晩時間

毎日午後4時から午後10時までの時間とします。ただし、(b)
休日等に定める日の該当する時間を除くものとします。

iv 夜時間

朝時間、昼時間および晩時間以外の時間とします。

(b) 休日等

3 市場価格調整項の算定(3)①(a)における休日等とは、次の
日を指すものとします。

日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2

日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日、12月31日

②次表に定める当該一般送配電事業者の場合には、電力市場価格にもとづき次に定める算式によって算定された値とします。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X、x、Y、y については、当該一般送配電事業者ごとに次の

とおりとします。

当該一般送配電事業者 ^①	平均市場価格の算定式 ^②
北海道電力ネットワーク株式会社 ^③	X: 算定期間における1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ x: 0.676 ^⑤ Y: 算定期間における8時から16時までの1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ y: 0.324 ^⑤
東北電力ネットワーク株式会社 ^③	X: 算定期間における1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ x: 0.5332 ^⑤ Y: 算定期間における8時から16時までの1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ y: 0.4668 ^⑤
中部電力パワーグリッド株式会社 ^③	X: - ^④ x: - ^⑤ Y: 算定期間における6時から18時までの1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ y: 1.0000 ^⑤
北陸電力送配電株式会社 ^③	X: - ^④ x: - ^⑤ Y: 算定期間における6時から18時までの1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ y: 1.0000 ^⑤
関西電力送配電株式会社 ^③	X: 算定期間における1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ x: 0.8162 ^⑤ Y: 算定期間における8時から16時までの1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ y: 0.0838 ^⑤
中国電力ネットワーク株式会社 ^③	X: 算定期間における1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ x: 0.4861 ^⑤ Y: 算定期間における8時から16時までの1キロワット時あたりの電力市場価格 ^④ y: 0.5139 ^⑤
四国電力送配電株式会社 ^③	- ^④
九州電力送配電株式会社 ^③	X: 算定期間における1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ x: 0.4627 ^⑤ Y: 算定期間における6時から18時までの1キロワット時あたりの単純平均電力市場価格 ^④ y: 0.5373 ^⑤

なお、平均市場価格の単位および各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

③ ①または②によりがたい場合には、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値とします。

(4) 市場価格調整単価

①市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。また基準市場価格、および基準市場単価は(5)に定めるとおりとします。なお、当該一般送配電事業者が東京電力パワーグリッド株式会社の場合には、(3) (a) 時間帯別に定める時間帯別に市場価格調整単価を算定します。

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 基準市場価格) × 基準市場単価

②当該一般送配電事業者が北陸電力送配電株式会社の場合には、市場価格調整単価は次に定める算式によって算定された値とします。

(a) 平均市場価格が8円00銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 8円00銭) × 基準市場単価

(b) 平均市場価格が32円00銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 32円00銭) × 基準市場単価

(c) 平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合

市場価格調整単価は0円00銭とします。

③当該一般送配電事業者が九州電力送配電株式会社の場合には、市場価格調整単価は次に定める算式によって算定された値とします。

(a) 平均市場価格が6円00銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 6円00銭) × 基準市場単価

(b) 平均市場価格が13円00銭を上回る場合

市場価格調整単価＝（平均市場価格－13円00銭）×基準市場
単価

(c) 平均市場価格が6円00銭以上、13円00銭以下の場合

市場価格調整単価は0円00銭とします。

(5) 基準市場価格、および基準市場単価

①当該一般送配電事業者が東京電力パワーグリッド株式会
社の場合には、基準市場単価は次のとおりとします。

適用対象 ^①	基準市場単価 ^②	
	高圧 ^③	特別高圧 ^④
2025年4月 ^⑤	0.229 ^⑥	0.223 ^⑦
2025年5月 ^⑤	0.229 ^⑥	0.223 ^⑦
2025年6月 ^⑤	0.229 ^⑥	0.223 ^⑦
2025年7月 ^⑤	0.290 ^⑥	0.283 ^⑦
2025年8月 ^⑤	0.290 ^⑥	0.283 ^⑦
2025年9月 ^⑤	0.290 ^⑥	0.283 ^⑦
2025年10月 ^⑤	0.229 ^⑥	0.223 ^⑦
2025年11月 ^⑤	0.229 ^⑥	0.223 ^⑦
2025年12月 ^⑤	0.283 ^⑥	0.275 ^⑦
2026年1月 ^⑤	0.283 ^⑥	0.275 ^⑦
2026年2月 ^⑤	0.283 ^⑥	0.275 ^⑦
2026年3月 ^⑤	0.229 ^⑥	0.223 ^⑦

②当該一般送配電事業者が関西電力送配電株式会社の場合に
は、基準市場単価は次のとおりとします。

適用対象 ^①	基準市場単価 ^②		
	高圧(500キロワット未満) ^③	高圧(500キロワット以上) ^④	特別高圧 ^⑤
2025年4月分 ^⑥	0.237 ^⑦	0.486 ^⑧	0.480 ^⑨
2025年5月分 ^⑥	0.486 ^⑦	0.399 ^⑧	0.395 ^⑨
2025年6月分 ^⑥	0.399 ^⑦	0.209 ^⑧	0.207 ^⑨
2025年7月分 ^⑥	0.209 ^⑦	0.221 ^⑧	0.218 ^⑨
2025年8月分 ^⑥	0.221 ^⑦	0.362 ^⑧	0.356 ^⑨
2025年9月分 ^⑥	0.362 ^⑦	0.485 ^⑧	0.479 ^⑨
2025年10月分 ^⑥	0.485 ^⑦	0.442 ^⑧	0.436 ^⑨
2025年11月分 ^⑥	0.442 ^⑦	0.290 ^⑧	0.287 ^⑨
2025年12月分 ^⑥	0.290 ^⑦	0.377 ^⑧	0.373 ^⑨
2026年1月分 ^⑥	0.377 ^⑦	0.492 ^⑧	0.485 ^⑨
2026年2月分 ^⑥	0.492 ^⑦	0.376 ^⑧	0.372 ^⑨
2026年3月分 ^⑥	0.376 ^⑦	0.499 ^⑧	0.493 ^⑨

③基準市場価格および基準市場単価は、次のとおりとします。

当該一般送配電事業者 ^①	基準市場価格 ^②	基準市場単価 ^③	
		高圧 ^④	特別高圧 ^⑤
北海道電力ネットワーク株式会社 ^⑥	12.24 ^⑦	0.229 ^⑧	0.223 ^⑨
東北電力ネットワーク株式会社 ^⑥	21.39 ^⑦	0.146 ^⑧	0.142 ^⑨
東京電力パワーグリッド株式会社 ^⑥	12.64 ^⑦	①に記載 ^⑧	①に記載 ^⑨
中部電力パワーグリッド株式会社 ^⑥	19.37 ^⑦	0.103 ^⑧	0.101 ^⑨
北陸電力送配電株式会社 ^⑥	(4)②に記載 ^⑦	0.149 ^⑧	0.145 ^⑨
関西電力送配電株式会社 ^⑥	10.82 ^⑦	②に記載 ^⑧	②に記載 ^⑨
中国電力ネットワーク株式会社 ^⑥	9.45 ^⑦	0.285 ^⑧	0.259 ^⑨
四国電力送配電株式会社 ^⑥	- ^⑦	- ^⑧	- ^⑨
九州電力送配電株式会社 ^⑥	(4)③に記載 ^⑦	0.284 ^⑧	0.278 ^⑨

(6) 市場価格調整単価の適用

各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された市場価格調整単価は、その平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間に使用される電気に対し、次のとおりとします。

なお、計量日が毎月初日のお客様については、各平均市場価格算定期間に対応する市場価格調整単価適用期間の「各月の計量日」は「その月の翌月の初日」とします。

①北海道電力ネットワーク株式会社、東北電力ネットワーク株式会社、中部電力パワーグリッド株式会社、および中国電力ネットワーク株式会社の供給区域

平均市場価格算定期間 ^①	市場価格調整単価適用期間 ^②
毎年1月1日から3月31日までの期間 ^③	その年の8月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年2月1日から4月30日までの期間 ^③	その年の7月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年3月1日から5月31日までの期間 ^③	その年の8月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年4月1日から6月30日までの期間 ^③	その年の9月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年5月1日から7月31日までの期間 ^③	その年の10月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年6月1日から8月31日までの期間 ^③	その年の11月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年7月1日から9月30日までの期間 ^③	その年の12月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年8月1日から10月31日までの期間 ^③	翌年の1月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年9月1日から11月30日までの期間 ^③	翌年の2月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年10月1日から12月31日までの期間 ^③	翌年の3月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年11月1日から1月31日までの期間 ^③	翌年の4月の料金に係る計量期間等 ^④
毎年12月1日から2月28日までの期間 ^③	翌年の5月の料金に係る計量期間等 ^④

②検針日が1日の東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域

平均市場価格算定期間 ^②	市場価格調整単価適用期間 ^②
毎年6月1日から6月30日までの期間 ^②	その年の6月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年7月1日から7月31日までの期間 ^②	その年の7月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年8月1日から8月31日までの期間 ^②	その年の8月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年9月1日から9月30日までの期間 ^②	その年の9月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年10月1日から10月31日までの期間 ^②	その年の10月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年11月1日から11月30日までの期間 ^②	その年の11月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年12月1日から12月31日までの期間 ^②	その年の12月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年1月1日から1月31日までの期間 ^②	翌年の1月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年2月1日から2月28日までの期間 ^②	翌年の2月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年3月1日から3月31日までの期間 ^②	翌年の3月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年4月1日から4月30日までの期間 ^②	翌年の4月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年5月1日から5月31日までの期間 ^②	翌年の5月の料金に係る計量期間等 ^②

③ 検針日が1日以外の東京電力パワーグリッド株式会社の供給区域

平均市場価格算定期間 ^②	市場価格調整単価適用期間 ^②
毎年5月1日から5月31日までの期間 ^②	その年の6月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年6月1日から6月30日までの期間 ^②	その年の7月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年7月1日から7月31日までの期間 ^②	その年の8月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年8月1日から8月31日までの期間 ^②	その年の9月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年9月1日から9月30日までの期間 ^②	その年の10月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年10月1日から10月31日までの期間 ^②	その年の11月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年11月1日から11月30日までの期間 ^②	その年の12月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年12月1日から12月31日までの期間 ^②	翌年の1月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年1月1日から1月31日までの期間 ^②	翌年の2月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年2月1日から2月28日までの期間 ^②	翌年の3月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年3月1日から3月31日までの期間 ^②	翌年の4月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年4月1日から4月30日までの期間 ^②	翌年の5月の料金に係る計量期間等 ^②

④ 北陸電力送配電株式会社の供給区域

平均市場価格算定期間 ^②	市場価格調整単価適用期間 ^②
毎年5月21日から6月20日までの期間 ^②	その年の6月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年6月21日から7月20日までの期間 ^②	その年の7月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年7月21日から8月20日までの期間 ^②	その年の8月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年8月21日から9月20日までの期間 ^②	その年の9月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年9月21日から10月20日までの期間 ^②	その年の10月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年10月21日から11月20日までの期間 ^②	その年の11月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年11月21日から12月20日までの期間 ^②	その年の12月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年12月21日から1月20日までの期間 ^②	翌年の1月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年1月21日から2月20日までの期間 ^②	翌年の2月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年2月21日から3月20日までの期間 ^②	翌年の3月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年3月21日から4月20日までの期間 ^②	翌年の4月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年4月21日から5月20日までの期間 ^②	翌年の5月の料金に係る計量期間等 ^②

⑤ 検針日が1日の関西電力送配電株式会社の供給区域

平均市場価格算定期間 ^②	市場価格調整単価適用期間 ^②
毎年4月21日から5月20日までの期間 ^②	その年の6月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年5月21日から6月20日までの期間 ^②	その年の7月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年6月21日から7月20日までの期間 ^②	その年の8月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年7月21日から8月20日までの期間 ^②	その年の9月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年8月21日から9月20日までの期間 ^②	その年の10月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年9月21日から10月20日までの期間 ^②	その年の11月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年10月21日から11月20日までの期間 ^②	その年の12月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年11月21日から12月20日までの期間 ^②	翌年の1月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年12月21日から1月20日までの期間 ^②	翌年の2月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年1月21日から2月20日までの期間 ^②	翌年の3月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年2月21日から3月20日までの期間 ^②	翌年の4月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年3月21日から4月20日までの期間 ^②	翌年の5月の料金に係る計量期間等 ^②

⑥ 検針日が1日以外の関西電力送配電会社の供給区域

平均市場価格算定期間 ^②	市場価格調整単価適用期間 ^②
毎年3月21日から4月20日までの期間 ^②	その年の6月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年4月21日から5月20日までの期間 ^②	その年の7月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年5月21日から6月20日までの期間 ^②	その年の8月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年6月21日から7月20日までの期間 ^②	その年の9月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年7月21日から8月20日までの期間 ^②	その年の10月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年8月21日から9月20日までの期間 ^②	その年の11月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年9月21日から10月20日までの期間 ^②	その年の12月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年10月21日から11月20日までの期間 ^②	翌年の1月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年11月21日から12月20日までの期間 ^②	翌年の2月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年12月21日から1月20日までの期間 ^②	翌年の3月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年1月21日から2月20日までの期間 ^②	翌年の4月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年2月21日から3月20日までの期間 ^②	翌年の5月の料金に係る計量期間等 ^②

⑦ 九州電力送配電株式会社の供給区域

平均市場価格算定期間 ^②	市場価格調整単価適用期間 ^②
毎年3月21日から4月20日までの期間 ^②	その年の6月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年4月21日から5月20日までの期間 ^②	その年の7月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年5月21日から6月20日までの期間 ^②	その年の8月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年6月21日から7月20日までの期間 ^②	その年の9月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年7月21日から8月20日までの期間 ^②	その年の10月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年8月21日から9月20日までの期間 ^②	その年の11月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年9月21日から10月20日までの期間 ^②	その年の12月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年10月21日から11月20日までの期間 ^②	翌年の1月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年11月21日から12月20日までの期間 ^②	翌年の2月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年12月21日から1月20日までの期間 ^②	翌年の3月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年1月21日から2月20日までの期間 ^②	翌年の4月の料金に係る計量期間等 ^②
毎年2月21日から3月20日までの期間 ^②	翌年の5月の料金に係る計量期間等 ^②

(7) 市場価格調整額

市場価格調整額は、その1月の使用電力量に、(4)によって算定された市場価格調整単価を適用して算定します。なお、当該一般送配電事業者が東京電力パワーグリッド株式会社の場合には、(3)(a)時間帯区分に定める時間帯別の1月の使用電力量に、その時間帯別に(4)によって算定された市場価格調整単

価を適用して算定します。

別記6（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

1(1)～(3)（略）

別記5（再生可能エネルギー発電促進賦課金）

1(1)～(3)（略）

運営規程新旧対照表（記入例）

新	旧
<p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（2）略</p> <p>（3） 介護職員<u>17</u>名（常勤・専従職員<u>15</u>名、非常勤専従職員 2名）</p> <p>介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。</p>	<p>（職員の職種、員数及び職務の内容）</p> <p>第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（2）略</p> <p>（3） 介護職員<u>16</u>名（常勤・専従職員<u>14</u>名、非常勤専従職員 2名）</p> <p>介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し必要な介護及び世話、支援を行う。</p>

（新旧対照表の作り方）

運営規程は、通常次のようなスタイルで書いてあります。

第〇条。	← 「条」
2。	← 「項」
（1）	← 「号」
（2）	
3。	

この場合、次のルールで、新旧対照表を作ってください。

- ① 変更のある条単位で引用する。（変更のない条は記載しない。）
- ② 変更のない項、号については、略とする。
- ③ 新旧を見比べて、変更されている箇所のみ、下線を引く。